

## 今後の通称道路名の設定について

(これまでの設定方法)

東京都は昭和37年・38年、昭和59年の2回にわたり、合計129路線の国道、都道に通称道路名を設定し、今回また新たに通称道路名の設定を行っている。

通称道路名の設定にあたっては、一斉に対象路線を選定し、自治体代表や各界の専門家で構成される委員会を開催し、内容を検討して東京都に提言を行い、それを受けて東京都が決定を行っている。

(設定方法を変更する理由)

これまでの設定方法では、数十年ごとに一斉に通称道路名を設定するため、主要幹線道路が開通したにも関わらず、通称道路名がないままに置かれることとなりかねない。

通称道路名の設定は、目的地への移動を容易にする道しるべとして広く都民に周知し、都内交通の利便を図ることを目的としており、本来は道路の開通時までに設定されることが望ましい。

そのため、今後の通称道路名の設定については以下のとおりとする。

- 1 東京都は、事業段階から将来の道路網や広域的な観点を踏まえ通称道路名設定について検討を行い、通称道路名を設定するものについては、関係自治体との合意形成を図りながら、名称の検討を行うものとする。なお、路線の選定基準と通称道路名設定の基準については、本検討委員会の報告に記載されている基準に基づくものとする。
- 2 通称道路名の検討案について、特別区長会、東京都市長会、東京都町村会、国土交通省関東地方整備局、警視庁（交通管理者）、東京都商店街連合会、東京観光財団、東京バス協会等に対して意見照会を行う。なお、必要に応じてその他有識者に個別に意見を求めるものとする。
- 3 開通前に当該路線の通称道路名を決定し、公表する。